

平成27年9月29日

答申第589号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHKが皇族の敬称を殿下と放送しない理由を記した文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

なお、情報提供として「皇室（天皇陛下と皇族）については、敬称や敬語を使用し、NHKとして敬意を払った報道をしており、視聴者の方々にわかりやすいよう、できる限り平易で簡潔な表現に努めている」と説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月29日（第224回審議委員会）

第602号諮問、審議、答申